平成２２年（フ）第１７７５号
広島市安佐南区東原２丁目10番２号
債務者　西川　裕之
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７７６号
広島市安佐南区東原２丁目10番２号
債務者　西川貴代子
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８６４号
広島市南区宇品神田５丁目５番３―204号
債務者　清宮　好春（旧姓綿谷）
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９３９号
広島市南区仁保新町１丁目３番11―202号
債務者　川平　敏幸
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２３号
広島市西区庚午南１丁目26番25―404号
債務者　福河　洋司
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６１号
山口県萩市大字江崎67番地２
債務者　田村　千景
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２３年（フ）第３号
愛媛県今治市美須賀町３丁目３番２号　アビタ31―605号、住民票上の住所愛媛県今治市美須賀町４丁目１番５号
債務者　阿部　嘉子
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第４４２号
福岡県久留米市合川町350番地
債務者　平井　忠之
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３３号
大分県臼杵市野津町大字野津市2022番地の４
債務者　板井　有加（旧姓古代）
1　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３５号
大分市高城南町９番33号第３清弥ビル306
債務者　山西健一郎
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４７号
大分県由布市挾間町挾間173番地１　ニューカサベルデ102
債務者　竹川　祐樹
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４８号
大分県由布市挾間町挾間173番地１　ニューカサベルデ102
債務者　竹川　久美
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５４号
大分市大字上宗方640番地の１日生第１マンション503
債務者　藤井　みさ
1　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第６３号
大分市賀来北２丁目８番25―306号レジデンス須藤
債務者　小野　純子
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４号
大分県杵築市山香町大字野原1530番地15
債務者　下岡　清志
1　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２３年（フ）第５号
大分県杵築市山香町大字野原1530番地15
債務者　下岡　弘恵
1　決定年月日時　平成23年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第７３７号
鹿児島県鹿児島市上福元町5890番地１市住7041号
債務者　平野　涼子
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係